淀川水系流域委員会

委員会ニュース

http://www.yodoriver.org

No.11 2002年6月発行

CONTENTS

●第11回委員会の内容……P.1

●記者説明会……P.9

●これまで開催された委員会および部会等について……P.10

◇当日資料の閲覧・入手方法……P.11

平成14年5月15日（水）、第11回委員会が開かれました。

【京都パークホテルにて】

委員会委員リスト

2002.5.15現在

（五十音順、敬称略）

№	氏名	対象分野	所　属　等	備考(兼任)
1	芦田　和男 （委員長）	河川環境一般	京都大学　名誉教授 財団法人　河川環境管理財団　研究顧問	-
2	池淵　周一	水資源(水文学、水資源工学)	京都大学防災研究所　教授	猪名川部会
3	今本　博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学　名誉教授	淀川部会
4	植田　和弘	経済	京都大学大学院経済学研究科　教授	-
5	江頭　進治	河道変動	立命館大学理工学部　教授	琵琶湖部会
6	嘉田　由紀子	地域・まちづくり (環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学　教授 滋賀県立琵琶湖博物館　研究顧問	琵琶湖部会
7	川上　聰	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーキング・市民活動)	川の会・名張　事務局、 近畿水の塾幹事	淀川部会
8	川那部　浩哉 (琵琶湖部会長)	生態系	京都大学　名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館　館長	琵琶湖部会
9	倉田　亨	農林漁業	近畿大学　名誉教授	琵琶湖部会
10	宗宮　功	水質(水質工学)	京都大学　名誉教授、 龍谷大学　教授	琵琶湖部会
11	谷田　一三	動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部　教授	淀川部会
12	塚本　明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネットとコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都　世話役	淀川部会
13	寺川　庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク　代表	琵琶湖部会
14	寺田　武彦 (淀川部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会　元委員長	淀川部会
15	中村　正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所　所長	琵琶湖部会
16	尾藤　正二郎	マスコミ	神戸親和女子大学文学部　教授	-
17	桝屋　正	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム　事務総長	淀川部会
18	水山　高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科　教授	琵琶湖部会
19	三田村　緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部　教授	琵琶湖部会
20	山村　恒年	法律(行政法、環境法)	弁護士 元神戸大学教授	-
21	吉田　正人	自然保護(自然保護、生態学)	財団法人　日本自然保護協会　常務理事	-
22	米山　俊直 (猪名川部会長)	水文化	京都大学　名誉教授 大手前大学　学長	猪名川部会
23	鷲谷　いづみ	植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科　教授	-

注：対象分野欄の(　)は委員の専門を示しています。

淀川水系流域委員会
委員会ニュース No.11

第11回委員会の内容

16名の委員が出席して、審議が行われました。中間とりまとめについて説明が行われた後、その内容について、河川管理者と委員による質疑応答と意見交換、今後の活動について議論が行われました。

第11回委員会（2002. 5. 15開催）結果報告	2002. 5. 24　庶務発信

開催日時：２００２年５月１５日（水）　１５：３０～１８：３０
場　　所：京都パークホテル １階「エディンバラ」

1 決定事項

・委員会での議論の深耕と、河川管理者からの質問への対応検討のために、下記の２つの論点を検討するWG(注)(論点別WG)を設置する。WGメンバーは次回の委員会にて決定する。

・水需要管理（具体的な方策等の検討）

・水位操作(環境と治水、利水等を調和させた琵琶湖、ダム等の水位操作のあり方等)

・河川管理者とのやりとりは、委員会と各部会それぞれで行うが、意見の整合を図るため、各部会は委員会に議論の内容を報告し、意見に相違があった場合には委員会が調整し、意思決定を行う。

・シンポジウム（6/23 午後開催）について意見があれば、庶務に伝える。

・第13回委員会の開催日は、7／30(火）とする。

2 審議の概要

①中間とりまとめについて

・今出している中間とりまとめは、最新版なのであって最終確定したものとは考えず、今後、河川管理者をはじめ各方面との議論を経て進化していくもの、と考える。

②河川管理者との質疑応答

資料2－1「委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問」を元に、質問(1)～(21)、(28)、(35)について議論および質疑応答が行われた。本日議論できなかった部分に関しては、次回以降の委員会で検討を行う。また、「水需要管理」などの論点に関しては、別途WGを設置することが提案された。

③今後の委員会の活動内容について

・資料3－1「シンポジウム開催（案）」を元にシンポジウム概要について説明が行われた。

・資料3－2「今後の活動内容について」を元に今後の活動内容イメージについて説明が行われた。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。

（注）WG：ワーキンググループ

このお知らせは委員の皆様に主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

■委員会中間とりまとめに関する委員と河川管理者の意見交換より

第11回委員会では、資料2-1「委員会中間とりまとめに対する河川管理者の質問」を用いて、河川管理者と委員による意見交換が行われました。以下に、当日に議論された質問と意見交換の内容を、後にまとめた資料より抜粋して掲載いたします。

委員会中間とりまとめ(確定版020509)に関する委員と河川管理者との意見交換(抜粋)

本資料は、委員会中間とりまとめに関する委員会と河川管理者との間の意見交換の内容を、河川管理者からの質問ごとにまとめたものである。

＜はじめに＞

委員長：淀川水系流域委員会では、委員会ならびに各部会において活発な議論を行ってきた。また、広く一般からの意見聴取を行い、現状認識や課題の共有化に務めてきた。それらをベースに整備計画策定にあたっての視点、考え方、方向性等について議論し、集約したものが、この中間とりまとめである。

中間とりまとめはあくまで中間的なものであり、今後、議論を深めていく中で修正をしていく必要もあると考えている。また、さらに具体化すべき点も内容を補充していく必要がある。すなわち、中間とりまとめは最終答申に向けて絶えず深化し続けていくものである。

今まで、河川管理者には情報提供や現地視察などの委員会の議論を深めるための様々な支援を行って頂いたが、委員会の自主的な運営を尊重して、委員同士の議論には参加することを控えておられた。

委員会と河川管理者との間で認識を共有することは非常に重要であり、今回の質疑応答は、その認識を形作り、議論を深めていく出発点だと考えている 。

■原文と質問

(2) 利用面では、川は都市に残された数少ない憩いの場、都市空間としての過剰な期待が、無秩序な川の利用を招いた。

「無秩序な利用」とは具体に何を指しておられるのでしょうか？河川公園整備区間については、高水敷の規模、自然生態、土地利用、交通網、公園緑地分布などを充分に検討して、自然地区や野草広場地区、施設広場地区、景観保全地区などの地区区分計画を定め、ゾーニング設定を行っていますが、ゾーニング自体が無秩序ということでしょうか？あるいは水上バイクや２輪車の乗り入れ等のことを指しているのでしょうか？

■意見交換内容

河川管理者：「無秩序な利用」とは具体的に何を指すのか。ゾーニングが無秩序であるのか、あるいは水上バイクなどを指しているのかを質問したい。

委員長：ゾーニングそのものに対する批判もあるが、ここではむしろ水上バイクや二輪車の乗り入れ、不法占拠等を指しているのではないか。

委員：淀川の河川公園をみると、陸上造園の考え方での公園設計がされており、河川生態系地域に適したものがつくられてこなかった。生態系保全という観点からみれば無秩序といえるのではないか。また、河川敷にあるゴルフ場がパブリックではなく、会員制であることなども問題がある。

委員：淀川河川公園計画を立案した当時と現在では、本来の自然についての認識が異なってきたということがある。また、元々は自然地区として考えられていたものが、結果として開発的なものへ変化して行った事実もある。計画時に作られた秩序がその後実際にどのように使われたかを考えるとき「無秩序であるかのごとくに」と言った側面が強いことは事実である。

委員長：水上バイクだけではなくゾーニングそのもののあり方について、例えば生態的な自然の秩序からみた無秩序ということを含んでいるということではないか。

委員：淀川部会の中間とりまとめの「利用」では、川でなければできない利用を川本来の機能を損なわない限りにおいて利用するべきである、としており、河川敷をゾーニングして使用すること自体本来あるべきではないとの考え方もある。

河川管理者：高水敷をゾーニングすること自体を批判されているのかどうかを確認したい。

委員：河川空間は都市公園法、河川法、河川環境空間など、法的に分割されて捉えられている。公物管理としての河川保全と環境空間としての河川管理からあわせみれば、都市公園法による公園を河川敷に持ってくること自体が無秩序であるという発想ではないか。

委員：猪名川部会の中間とりまとめでは長期的には運動公園その他は堤内に出す方向で考えているが、人口密集地に位置しており、公園、運動場などの欲求が強く、現時点では都市的利用と自然的利用のバランスを図るため部分的にゾーニングを認めたものとなっている。

河川管理者：基本的に現在の公園のゾーニングを見直すべきとの認識に立っているが、現時点でゾーニングを否定されると立ちいかなくなる。

委員長：ゾーニングしなければさらに悪くなる可能性もある。ゾーニングそのものを否定しているわけではないがゾーニングのことも含めて書いていると理解してもらいたい。

■原文と質問

(8) 川だけでなく森林や都市なども含めて流域全体として課題に対応することが、財政的にも時間的にも、社会全体として効果的、効率的である。

「財政的にも時間的にも、社会全体として効果的、効率的」というのはどのようなことなのかお教えください。

■意見交換内容

河川管理者：ある意味では財政的に効率的でなくとも、方向性として良い場合もあるのではないかという思いも含めて伺っている。

委員：一例として、水道事業者は2000億円余を投じて淀川の水を高度浄水しているが、上流住民の協力を得て上流から出来るだけきれいな水を流す努力をすることの方が、社会全体として費用も安く、啓発効果もあり「財政的にも時間的にも、社会全体として効果的、効率的」であると言えるのではないか。

委員：財政的に言えば、ダム問題は高額な費用が必要であるが、結果として自然の保水力を弱めてしまった。保水力のある森林の保全や農地管理、あるいは全てをコンクリートやアスファルトで覆うのではなく自然が息づくまちづくりを目指すことの方がお金をかけず、自然な川を復元することになるのではないか。

委員長：「財政的にも時間的にも、社会全体として効果的、効率的になるよう、川だけでなく森林や都市なども含めて流域全体として取り組む必要がある」とした方がよいと思う。

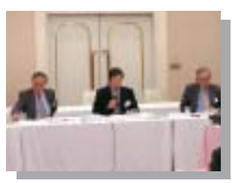

■原文と質問

(10) 大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換、ライフスタイルの変化を視野に入れ、河川整備からライフスタイルを転換させる河川整備のあり方の検討を行う。

ライフスタイルを転換させる河川整備とは、どういうイメージのものなのかお教えください。

■意見交換内容

河川管理者：「ライフスタイルを転換させる河川整備」のイメージが浮かばない。
委員：昔の川の水を大切に使う生活から、水を使いたいだけ使う生活へと変化してきた。今後は渇水時には不自由を我慢するという生活に転換しなければならないというふうに理解している。
委員：河川法の改正により環境や住民参加ということが法律の中に入る大転換があった。今までは堤外の直轄区間だけを管理してきたスタイルから、流域全体を視野にいれた、ソフト対策も含めた総合的な取り組みがこれからの河川整備になってくるという意味である。
委員：水もエネルギーも有限であることを前提にして、今後は、それらを節約するようなライフスタイルを確立しなければ環境とそれ以外の目的を両立させることは難しい。
委員長：河川整備の意味を広くとって、工事だけでなく、ソフトも含めた整備として捉えた方が良いのではないか。
河川管理者：河川区域内の河川整備を指すのではなく、ソフトも含めた広い意味での河川整備として捉えた方が良いということか。
委員：節水については水需要管理とも関連する重要な問題も含まれている。
委員：従来の河川整備は需要に応えることを中心に行われてきたが、今そのことに対する見直しの声が大きくなってきている。ライフスタイルの転換によって水需要を抑えることと同時に、水資源開発による将来への悪影響なども開示し、「これだけしか供給できません」と言うこともあり得るのではないか。また、宅地開発による負荷を事前に知らせるなど、住民全体で考えなければならないような河川整備計画を作っていくことが、ライフスタイルの転換を住民が考えるようになる手段となることも含まれている。ソフトだけでなく、ハードについてもそのような考え方が今後必要であるということも含んでいる。
委員：時々渇水、時々洪水といったことを社会全体が受け入れるという議論があったが、河川整備からライフスタイルを転換させるという形に結びつく基本的な考え方として、一つの流れを踏襲しているのではないか。

■原文と質問

(13) 今後は、いかなる降雨においても、壊滅的被害の回避を優先的に考える。

例えば、 ある場所では、破堤による壊滅的な被害はほとんど無いが、別の場所では、越水・溢水による被害が度々発生しているような場合でも、前者を優先的に考えることでよいのでしょうか？具体的には、上流の無堤地区と、下流の有堤部では、常に下流を優先するということになりますが、そのような理解でよろしいのでしょうか？

(16) 上下流の問題（琵琶湖・洪水調整ダムの水位管理、狭窄部の開削等）はそれぞれの地域の地理的・歴史的経緯や環境の保全などを踏まえ、総合的に見て最善となる対応を常に考える必要がある。

「…総合的にみて最善となる対応を常に考える」ということと、(13)「今後はいかなる降雨においても、壊滅的な被害の回避を優先的に考える」のどちらに重みをもって理解すればよいのかお教えください。

■意見交換内容

＜(16)と関連しての議論＞

河川管理者：質問の(16)の部分では「上下流の問題はそれぞれの地域の地理的・歴史的経緯や環境の保全などを踏まえ、総合的に見て最善となる対応を常に考える必要がある」と書かれている。壊滅的な被害の回避を最優先することと、上下流の問題とを基本的にどう考えていけばよいのでしょうか。
委員長：壊滅被害は堤防区間内だけでなく、上流でも起こり得る。上流と下流の比較ではなく、いかなる場所においても壊滅的被害の防止を優先し、どこまで浸水を許すかは地域の特性、経済効果などをみながら場所によって変えていく必要があるとの観点でまとめていると思う。
河川管理者：破堤回避を優先するのか、あるいは従来と同様、破堤回避と共に上流域などの堤防の高くない部分の浸水被害も軽減するということなのか。この部分は河川管理者の中でも意見がわかれる重要な問題であり、改めて確認したい。
委員長：破堤は壊滅的被害に通ずるということは確かであるが、上流の無堤区間でも流量が増え流速が大きいと壊滅的被害の可能性が生ずる場所がある。そのような場所については対策を行うことは必要である。
河川管理者：破堤による被害と比べ、破堤しないで浸水だけするのでは、被害の規模も小さく、避難する時間的余裕もある。そのことがしたたかな状態であると思っている。ここの基本的な考え方を明確にしなければ、河川整備計画の案が書けないと考えている。
委員長：仮に、有堤区間以外では浸水はしても壊滅的な被害は発生しないということであれば、対策が後になってもいいと思う。つまり、壊滅的被害を防止するという観点から壊滅的被害が発生しないかどうかをまず検証する必要があるのではないかということである。
委員：その問題は今後、様々な弱者をどのように扱うかということにも関連してくる。基本的には被害をうける人間が少数であろうと、それによって多数の人命が危険にさらされるというのでなければ壊滅的な被害を回避することが優先されるべきであると思う。そこまで委員会で意見が一致しているかどうかは不明であるが、浸水程度ではない壊滅的な被害に関しては、優先的に対策を行うことでまとまっていると思っている。
河川管理者：壊滅的な被害を生じるようなものは回避することを最優先するということについては意思統一されたということで了解した。
委員：治水政策の基本的な考え方の転換として２つある。１つは一定の浸水被害は起こり得ることを前提に対策をやっていく。もう１つは最低限、壊滅的な被害を防げるだけの対策は行うということである。ここでは基本的な考え方の転換を言っているのであって、上下流の関係など個別の問題まで想定した細かい議論をしているのではないと理解している。
委員長：ソフト、ハード総動員して、壊滅的被害を防ぐ方法を有堤区間だけでなく、無堤区間も全部含めた流域全体で考えることがここでいっている基本的な考え方だと思う。
委員：実際には、壊滅的被害を完全に避けることは不可能である。河川管理者だけに期待するのではなく、住民自らが自分の命は自分が守るということことに立たない限り成り立たないと思う。方向としては壊滅的被害を回避するが、現実としては壊滅的被害を避けることすら至難のわざであることを社会に対してオープンにすべきであると考える。
委員：今回、河川法に環境が入り、河川らしくということが前面に出ている反面、財産や人命の危険があるところに居住している人たちの意見が十分に反映されていないとすれば問題である。それらの住民に計画のプロセスで広く理解してもらい、被害を受ける可能性のある地域の人に積極的に意見を聴き、委員会が理解、反映していくことと被害の回避とはリンクしていると思う。
河川管理者：理念としては、壊滅的被害の回避を優先に考えるが、実態はその場その場で上下流の問題等を考えて決めていくという理解になるのか。
委員：壊滅的被害の回避を優先に考えるというのは、理念、あるいはゴールである。そのための手段には様々な代替案がある。堤防の強化や情報の公開なども代替案の１つ

である。どの代替案が良いのかは様々な要素を勘案して決定されていくと考えるべきである。

河川管理者：避難情報やハザードマップの作成、浸水地下街の対策など氾濫域の対策はやると言ってきた。その前提として下流の堤防のもろさがあることも説明し、その上で破堤回避の話が出てきたと思う。河川整備計画を作成していく中で具体的なメニューを出していきながら、議論を深めていきたい。

委員長：昭和28年の大戸川水害では、大量の土石流によって河床が埋没し、大災害を起こした。現在でも同様の災害が起こらないとは限らない。流域全体の視野で考え、上流にも目を配って欲しいということを言っている。

河川管理者：上流で堤防の低いところを高くするとか、無堤区に築堤することは、ある意味で下流の壊滅的被害の危険性を増大することになる。その辺りの考え方がわからない。

委員：様々な議論や解析に基づいてスーパー堤防の考え方が出てきた。しかし、その過程に社会はほとんど参加して来なかった。防災面、環境面で良い方法であるとしても社会全体が参加して理解するプロセスが必要である。情報を提供して意志決定に社会全体がかかわることが必要ではないか。

委員：河川管理者から河川整備計画原案を作る過程で議論をしていきたいとの発言があったが、各河川や上、中、下流でも特性が異なる。危険度に応じた優先順位の表などを作成し、個別のデータごとに具体的な説明がないと抽象的な総論しか議論できない。

河川管理者：今は総論の部分で意見の食い違いがある。河川整備計画原案を出すときには具体的な話をしたいと考えている。

■原文と質問

(21) 水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。

水需要を管理する（水需要マネジメント）とはどのようなイメージなのかお教えください。また、水資源を有限とした場合は、限界点をどのように考えたらよいのでしょうか？ 現時点の状況は限界点からしてどの位の状況とお考えなのでしょうかお教えください。

■意見交換内容

河川管理者：有限とは感覚的にはイメージできるが、具体的にどこで有限なのか。また、今はどのような状況であるという認識なのかを教えていただきたい。

委員：従来の水利用政策は使いたいだけ使えるようにすることが政策の中心であった。その結果として河川が持っている多様な価値を大きく損なったという反省から、水需要を必要なものに限定し水需要をコントロールするといった、政策の転換、理念の転換をここで言っている。水需要をコントロールすることを基本に据えていくことで、何が変わっていくかといえば、河川の環境維持用水、水位をどのように設定し、利用できる水の量を流域や各河川ごとに考えていく。また、水利権の問題として、農業用水の慣行水利権の見直し、水の価格設定も需要を減らすような水準の設定が政策として必要になる等が考えられる。このような考えを入れた場合には水需要予測も大きく変わることになる。それらを総称して水需要管理ということを言っている。

河川管理者：「水の供給能力の不安定化が懸念されている」、「水の安定供給を図る」ということが前の部分で書かれているが、水の安定供給を図ることと、水需要を抑制して渇水時には社会全体が不便を受け入れようというのとは正反対と考えるが、その点について考えを伺いたい。また、琵琶湖・淀川水系からの利水量の限界を設定することが基本となると思うが、現在の琵琶湖・淀川水系からの利水量は明らかではない。現時点で限界を超えていると認識されているのか、余裕があると認識されているのか、このことによって河川整備計画の形が完全に変わってくる。

委員：有限についての問題は水位操作の問題とも関連してくる問題であり、自然環境としての川がどの程度最低限必要とするかという議論にかかわってくる。

委員：水需要管理については、1992年の地球サミットでつくられた「アジェンダ21」の第18章「淡水資源の質と供給の保護、水資源の開発、管理及び利用への統合アプローチの適用」に詳細に書かれている。地球レベルにおいての水資源管理のモデルになっており、参考にしてはどうか。

＜決定事項＞

・このテーマに関するワーキンググループを委員会の中につくりたい。その中で集中的に討議しなければ答えが出ないと思う。（委員長）

■原文と質問

(28) このため、治水・利水主体の水位管理に加えて、環境面なども含めた水位管理を導入し、川本来の水量と水位・水温の変化の回復を目指す。

「川本来」の水量と水位・水温の変化の回復とは、ダムや堰による操作を無くした、自然流況下での水量と水位・水温を指されているのかお教えください。

■意見交換内容

河川管理者：「川本来」の意味合いを「ダムや堰による操作を無くした、自然流況下」でのものを言うならば、「治水・利水主体の水位管理」を加えることはできないと思うが。

委員長：琵琶湖のゲート操作の問題で今までは治水と利水の観点から操作しており、環境面からはどの程度の水位変動が良いのかはわかっていない。ダム操作も、環境にも配慮し、治水、利水、環境の3つの視点を入れた操作というのは今までやっておらず、どのような操作が良いのかも河川整備計画の最も重要な点であると思う。

委員：「川本来」の「本来」は何もしないことがまさに本来である。それが成立しない場合に、現実としてどの程度まで「本来」という言葉の中に許容できるかという議論になると思う。１つ言えることは、人間も含めた生物は遺伝子の中に歴史の刻印を持っており、歴史的に存在しない状況には対処できない。その刻印をどの程度まで置くことが可能であるかをきちんと考えなければ、環境を考えた水位操作にはならないと思いう。

委員長：水位操作により琵琶湖やダムの水の供給能力が減ってくる。そこへ環境のために水を使おうということになると、恐らく水需要の抑制につながっていく。どのようになるかを抽象的に言うのではなく、事例を持って研究する必要がある。その点をワーキンググループにお願いしたい。

＜決定事項＞

・ワーキンググループを作り、環境と治水、利水等を調和させた琵琶湖、ダム等の水位操作のあり方等について検討する。

■説明資料一覧

配布資料

資料名		資料請求No
議事次第		R11-A
資料1－1	委員会中間とりまとめ（確定版020509）	R11-B
資料1－1補足	委員会中間とりまとめ（確定版020509）に対する委員からのご意見	R11-C
資料1－2	琵琶湖部会中間とりまとめ（確定版020514）	R11-D
資料1－3	淀川部会中間とりまとめ（確定版020514）	R11-E
資料1－4	猪名川部会中間とりまとめ（確定版020510）	R11-F
資料2－1	委員会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515	R11-G
資料2－2	淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020515	R11-H
資料3－1	シンポジウム開催（案）	R11-I
資料3－2	今後の活動内容について	R11-J
資料3－3	５月～12月の会議日程について	R11-K
参考資料1－1	第10回委員会（2002.4.26開催）結果報告	R11-L
参考資料1－2	第13回琵琶湖部会（2002.5.12開催）結果報告	R11-M
参考資料1－3	第2回淀川部会検討会（2002.5.11開催）結果報告	R11-N
参考資料1－4	第2回猪名川部会検討会（2002.5.8開催）結果報告	R11-O
参考資料2	委員および一般からの意見◎	R11-P
資料番号なし	「世界水フォーラム」への参加と発表について　提案（案）	R11-Q
資料番号なし	一般からの応募意見集	R11-R

注1： 紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください
注2：「◎」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

記者説明会

第 11 回委員会では、委員会の中間とりまとめが確定したことを受けて、その内容を PR するため、記者説明会が行われました。記者説明会には、芦田委員長、川那部琵琶湖部会長、寺田淀川部会長、米山猪名川部会長、が列席されました。
記者からは、洪水防御の基本方針 (浸水の許容)、土地利用の制限について、水需要のマネジメント、ダムに頼らない治水・利水の在り方、流域委員会のイベント PR の在り方等に関する質問が寄せられました。